

議案第 8 号「平成 24 年度武豊町一般会計予算」、議案第 10 号「後期高齢者医療特別会計」、  
議案第 11 号「介護保険事業特別会計予算」

## 反 対 討 論 原 稿

2012年3月23日

日本共産党議員団

梶田 進

私は日本共産党議員団を代表して、議案第 8 号「平成 24 年度一般会計予算」、議案第 10 号「後期高齢者医療特別会計予算」および議案第 11 号「介護保険事業特別会計予算」について、この際、一括して反対の立場で討論を行ないます。

2009 年夏の総選挙で、自民・公明当政権から民主党政権を中心とする政権に変わり、国民は民主党の間に経ストの実現に大きな期待をしました。しかし、政権交代後 2 年半世を経て、国民の失望は首相の短期交代ばかりではなく、政策そのものに対しても失望は大きく、内閣支持率は低空飛行のままの状態であります。特に、野田内閣誕生後は総選挙で約束したマニフェストは子ども手当の完全実施、障がい者自立支援法の廃止それに代わる新しい総合福祉法の制定、高校授業料の無償化、マニフェストの柱であった「コンクリートから人へ」大型公共事業の見直し・廃止等々は大きく後退してしまいました。更に、大きな問題として荷駄首相が不退転の決意で進めようとしている「税と社会保障の一体改革」であります。現在の社会保障を維持するためには 2015 年までに消費税を 10%まで引き上げる必要があるとして、強行しようとしています。その中身は、大企業・大資産家には減税、国民には大增税をし、社会保障は医療、福祉、年金どの制度を見ても現状維持どころか、切り下げばかりであり、国民にとっては「税と社会保障の大改悪」であります。

いま、なぜ、「税と社会保障の一体改革」なのか、遠くは日米構造協議による総枠公共事業費の取り決めとその発端があります。総枠 430 兆円の公共事業費(後に 630 兆円)を受け入れたことから始まります。赤字国債発行による無秩序な借金体制が作り上げられてきました。このような国の政策・財政運営が国ばかりではなく、地方自治体の財政運営にとっても大きな影響を与えてきたことは間違いありません。その影響が端的に表れたのが「市町村合併」の強行と「行政改革」という名の下に行なわれる人員・人件費の削減、外部委託。諸税、保険料、使用料、手数料引き上げによる住民負担増であります。

大企業優先政策の大型公共事業推進、アメリカいなるの規制緩和がつづけられた結果が、借金地獄と化したのです。そのため、国から地方への支出を減らすことが必要となり、補助金・負担金等を様々な手段を用いて削減してきたことは財政担当者は実感されている

ことと思います。

その典型が、臨時財政対策債という赤字町債の発行であります。武豊町の臨時財政対策債の発行残高は一般会計町債の36.4%を占めています。

今回、現行100円の発行手数料の11項目について手数料を200円に引き上げることにもつながっています。

野田内閣が進めようとしている「税と社会保障の一体改革」は、八ツ場ダムの建設をはじめとするゼネコン向けの大型公共事業の再開と大企業が主に恩恵を受ける法人税の5%減税をするための一体改革であります。その一方で、逆累進性の高い消費税を10%まで引き上げ、更に17%まで引き上げる必要があるなどとしています。この「税と社会保障の一体改革」が実施されるならば、武豊町の医療・福祉を現状維持することに大きな困難が生じることは間違いありません。

このような借金を尾巾に増やしてきた元凶である大型公共事業推進を求める諸団体への加盟、負担金は中止すべきであり、他の市町にも積極的に働きかけるべきであります。

昨年4月に発足させた「知多地方滞納整理機構」は参加市町の税の滞納者に対する強制的なとりたて、差し押さえが問題となっており、中止するとともに、同機構から脱退することを強く求めるものであります。そもそも、それぞれの市町で収納困難な滞納が整理機構によってなぜ、収納可能となるのかという点であります。

納税者にとって、事業・生活が継続できる納税相談、分納・減免措置を講じることが必要でありあります。第一義的にそのような措置をとることを求めます。

新産業立地促進奨励金は、愛知県下で同趣旨の条例が制定されており、奨励金制度の有無によって新規に立地されることは考えられません。現在支給されている2社は、法人資格<sup>7</sup>はともかくとして、実質町内に立地していた企業であり、奨励金の有無によって事業の継続に影響があったとは誰の目からみても考えられません。

町内の経営者で、奨励金の支給対象となる事業者は1社しか存在しないとのことであり、明らかに大企業向けの制度であることは明らかであることから、制度の廃止を求めます。

地域交流施設整備は、事業内容が具体化されていないものを含めて、事業を進めようとしています。5回の検討委員会が開催され、土地の買戻しと実施設計に入る予算であります。地元対策事業でありながら検討委員会のみで議論で、直接住民の意見を聞く機会がもたれないまま事業を進めていいものなのか。また、県の助成対象にならない可能性があり、何の目的かはっきりしない施設をそのままにして事業を進めることに問題があります。

図書館が指定管理者の下で運営されることとなります。見てくれの利用しやすさ、親切さにとられることなく、図書館本来の任務から逸脱することのない住民に愛される図書館として運営されるのか注意深く見守る必要があります。同時に、働く人の権利が保障され、間違っても公立ワーキングプアが起きないように監視する必要があります。

長引く不況の中で、住民の暮らしや営業が厳しさをいっそう深刻となっている今、諸証明発行手数料の引き上げにとどまらず、介護保険のメニューを次々に切り縮めながら、介護保険料を平均20%、年額9600円引き上げて5万87360円に、一旦廃止して新たな高齢者医療制度を設けるとしたマニフェストを放棄した上、後期高齢者医療保険料を平均5.9%、年額4439円引き上げて8万214円にするなど、住民負担増が目白押し。これら予算案に強く反対するものです。

以上、議案第8号「平成24年度武豊町一般会計予算」、議案第10号「後期高齢者医療特別会計予算」、議案第11号「介護保険事業特別会計予算」の問題点を指摘して、反対討論とします。

以 上